

総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会(第13回)

議事録(案)

1. 日時:平成15年5月29日(木) 14:00~16:00
2. 場所:中央合同庁舎第4号館 共用第3特別会議室
3. 出席者:
 - 細田博之科学技術政策担当大臣
 - 【委員】阿部博之会長、大山昌伸議員、薬師寺泰蔵議員、相澤英孝委員、
荒井寿光委員、新井賢一委員、浮川和宣委員、江崎正啓委員、竹田稔委員、
田中信義委員、中島淳委員、廣瀬全孝委員、松重和美委員、山本貴史委員
 - 【総務省】金谷学 通信規格課長
 - 【公正取引委員会】山本和史 取引企画課長
 - 【文部科学省】田中敏 研究環境・産業連携課長
 - 【経済産業省】辻義信 標準課長、橋本正洋 大学連携推進課長
 - 【特許庁】南孝一 技術調査課長
 - 【事務局】永松審議官、扇谷参事官

4. 議題:
 - 研究開発・標準と特許等について
 - 大学知的財産関連について

5. 議事要旨

会長

それでは、定刻になりましたので、専門調査会を開催します。本日もお忙しいところ、おいでいただきありがとうございます。

細田大臣は、後ほどおいでになりますので、そのときにごあいさつをいただきたいと思います。

それでは、資料確認から入ります。事務局、お願いします。

事務局

(資料の確認)

会長

ありがとうございました。それでは、まず、事務局から説明をし、それからさまざまな御議論、プレ

ゼンテーションをいただくことにします。

まず、事務局から研究開発・標準と特許について説明をいただけますので、よろしくお願ひします。

事務局

(資料 2 に沿って説明)

会長

ありがとうございました。委員の先生方のさまざまな御意見等を踏まえて、事務局で案をつくったものです。今日決定するというものではありませんが、初めてごらんいただくので、是非いろいろ御意見をちょうだいしたいと思います。よろしくお願ひします。

委員

非常によくまとめていただいてありがとうございます。

標準化は技術開発の点からいきますとかなりハイレベルで、当初は知的財産の獲得と、製品化、ビジネス化というところが優先になりますので、ある意味標準化は忘れてしまいがちなところが出てきます。そういう意味では、リマインドするような意味で、何らかのチェック機能が入ると非常によいと思います。例えば、公的資金の補助金の申請書に、標準化について検討しているかなどのチェック項目があれば、非常によいと思います。

会長

ありがとうございました。

委員

パテントプール等の議論のルールに関する部分については、肯定できます。日本の産業界がアウトサイダーにならないとは限らないわけで、アウトサイダーになった場合のときも考えておかなければいけません。もし、アウトサイダーになると、パテントプールが強力であれば弾き出されてしまうわけです。やはり、アウトサイダーのパーティシペーションの機会を確保するというのを考えなければいけないので、余り拘束的なものを考えると、常に有利とは限りません。前向きでそれ行けどんどの場合もありますが、そうではない場合もありますし、産業界の競争力も分野によって違う場合があります。そういうときに、企業が参加できる機会を確保するということが必要になります。また、場合によっては、パテントプールは技術の発展を抑制するという問題もありますし、パテントプ

ールをすると、価格が一定のところまで止まってしまうという問題もあります。消費者の利益が損なわれる場合もありますので、広く目配りをした書き方をしていただいた方がいいと思います。

会長

ありがとうございました。いかがでしょうか。

私から質問です。ちょっと6ページの2の(1)の終わりごろに、国内標準化機関というのが出てきますが、これの役割は、新たにつくるということですね。

経済産業省

現在、既に国内で規格をつくっているところがありまして、それが国際規格の動向を見ながら、国内の規格の整備をしているという既にある機関のことを述べております。

会長

そうですか、この役割をこの趣旨に沿って強化したり、配慮したり、いろんなケース・バイ・ケースの相談を含めて、強化するということでしょうか。

それから、今、お話があったようなお二人の委員の御意見に関係がある部分もあると思いますので、これだけですべて済むとは思いませんがその辺も十分対応できるように具体的な整備、強化の段階で、また今のようなことを踏まえていただき文章に加えていただきたいと思います。

委員

6ページになりますが「国際標準化活動を推進するため、大学教官等標準化の専門家を国内標準化機関において適切に位置づけて」というところです。これは標準化活動をしている人たちをきちんと支援する為に、身分等を含めて国内標準化機関において適切に位置づけを行ない、出張等においても、費用も負担するというのを言っているのだと思います。具体案を作成するにあたり、日本工業標準調査会等においても、ISO委員会にも参加している方々もおられますし、そういった方々の意見も聞いていただいて、適切な対処をしていった方がいいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、パテントプールのところですが、パテントプールに属さない第三者からの権利行使への対応という項目を入れていただいて、ありがとうございます。今は、日本企業において訴訟等を起こされた場合個別に対処しておりますが、実際に問題が発生した時の為に、いろいろなルール類の整備、特に、既に国際標準規格になっている場合で、後で特許問題が生じたときの取り扱い方法について、国際的な場で議論して、世界各国で採用されるいいルールをつくっていただ

きたいと思います。最後のページの「この国際標準化が産業競争力等に与える経済的効果の分析及び標準化に関する研究を行う」と言う部分ですが、企業においても、標準化活動に取り組んでいる人たちというのはかなりおりますし、国のいろいろな機関においても、やはり標準化活動に取り組んでおられる方も多数おられると思います。今、国際標準化というのは非常に騒がれていますが、産業競争力に与える経済的な効果、例えば日本の企業の提案が国際標準に採用された場合に、どれだけの経済的な効果があるのか、逆に失敗し他の国の企業の提案が採用されてしまったら、今度はどれだけのダメージを受けるのかなどの分析というのは、非常に大事だと思います。国際標準と経済効果との関連が明確になれば、企業も標準化活動に積極的に取り組むと思いますし、標準化活動に取り組んでいる人たちの評価にもつながっていきたくらうと思います。是非、積極的に取り組まれるようお願いしたいと思います。

会長

ありがとうございました。

委員

運用的な話ですが、国際標準化活動において、産学連携のような研究活動に国がお金を出し、研究開発をやるような形が出てくるかと思っています。そのようなときに、知的財産の取り扱い、弾力的な運用をしていただくような形にしないといけないと思います。日本の企業だけが、ロイヤリティーを国に払うような形になると大変やりにくく、競争力をそぐことにもなります。国際的な場でまた議論するときに、知的財産をどう扱うかというときに、ハンデになることも考えられますので、その辺の運用についても、もう少し弾力的に考えられるようなことを御検討いただきたいと思っています。

会長

ありがとうございました。これは、むしろ実際に実行段階の話に入る部分がたくさんあるかと思えます。

それでは、まだ御意見があろうかと思いますが、もし、ございましたら是非事務局の方にお申し出ください。今日いただいた御意見で修正すべきところは、修正をし、次回の本調査会で御審議をお願いするということにさせていただきますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

会長

ありがとうございました。

それでは、次の予定に入らせていただきます。大学知財関連についてです。

本日は、2名の専門委員会からのプレゼンテーションと関係府省における取り組み状況について説明をしていただくことにしております。順番から行きますと、お二人の専門委員の先生に、最初にプレゼンテーションをしていただくことを予定しておりましたが、細田大臣が是非お二人の話を聞きたいということですので、ちょっと順番を変えさせていただき、最初に文部科学省と経済産業省のプレゼンテーションを願います。

文部科学省

(資料5に沿って説明)

会長

ありがとうございました。それでは、引き続きまして、経済産業省の取り組みについて、お願いいたします。

経済産業省

(資料6に沿って説明)

会長

ありがとうございました。今、文部科学省と経済産業省から説明がありましたが、これについて、何か御質問がございましたらお願いします。

委員

文部科学省の説明で質問ですが、資料の5枚目の参考というところに、大学知的財産本部整備事業の御説明がありますが、ここで整備事業としては、平成15～19年度で、30大学程度を選定という表現になっていますが、これは年次的に整備していかれるという理解でよろしいですか。

文部科学省

年次的と言うよりも、平成15年度には、30～40ぐらいの大学、あるいはチームになって提案されてます。必ずしも1つの大学ではありませんが、30～40ぐらいの知的財産本部を立ち上げていきたいということです。

委員

わかりました。来年以降はこれから考えるのでしょうか。

文部科学省

基本的には、これからですが、もともと30～40というのは、知的財産大綱に数十程度の知的財産本部というような記述がありまして、それを我々はいろいろ考えて、30～40ぐらいとっております。ただし、八十幾つもの提案をいただいております、その中から30～40を選んでいくというような作業を今しております。

したがって、残念ながらうまい提案でなかったり、今年の整備事業からもれるということもあります。そういう大学に対しては、どのような支援ができるのか、これから考えていきたいと思いますが、基本的には知的財産本部というのは30～40ぐらいというところに、モデルとして進めていきたいというふうに思っております。

会長

ありがとうございました。どうぞ。

委員

文部科学省に質問です。単純に見方がよくわかりませんが、2枚目の特許出願件数がありますが、これと3枚目の、これは多分TLOの出願だと思うのですが、2枚目のこれは国有特許の出願ということなのか、これが3枚目のグラフとどう違うものなのかというのがよくわかりません。3枚目のTLOの出願に関しては、許諾数は横に書かれていて、平成14年だと約20%弱の許諾がありますが、2枚目が別のものだとすると、これの許諾はどういう状況なのかというのを教えていただきたいという質問です。

文部科学省

2枚目は、これは国立、公立、私立の大学の合計の特許の数です。

委員

国有だけですか。

文部科学省

国有だけではなくて、国立、公立、私立のすべての大学から出てきた特許ということです。このう

ちの、例えば 557 出願したりしているものの中の幾つが許諾したかということですか。

委員

はい。

文部科学省

それは、ちょっとまだ把握できていません。

会長

よろしいですか、それでは、大臣がお見えになりましたので、また後でごあいさつをいただくことにしまして、早速ですが、委員からのプレゼンテーションに入らせていただきます。

最初に京都大学教授の松重委員からお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

松重専門委員

(資料 3 に沿って説明)

会長

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、浮川委員からプレゼンテーションをいただきたいと思います。

浮川専門委員

(資料 4 に沿って説明)

会長

ありがとうございました。今、お二人から興味あるプレゼンテーションをしていただきました。細田大臣にお見えいただいておりますので、御発言ございましたら、是非お願いしたいと思います。

細田大臣

細田でございます。去る5月 21 日、先週水曜日に第3回の知的財産戦略本部会合が開かれたわけですが、知財の創造、保護、及び活用に関する推進計画案が出されまして、いよいよ知財創造立国実現の具体的シナリオが動き始めたわけでございます。私からも発言を求めまして、この知財の本部というのは言わば頭脳といいますが、手足も含めて、必ずしも持っていない

ので、まさにお願ひしておりますこの専門調査会がそのすべての仕事を受け持たせていただくということを申し上げました。そして研究開発、特許取得、標準化を一体的に推進して、優れた研究開発を国際競争力強化につなげていくための特許と標準の包括的対応の在り方とか、知的財産の原則組織帰属、大学への知的財産本部設置開始等を踏まえた大学等における知的財産活動の在り方、こういった点につきまして検討を進めております。これらをどんどんこの本部の方に上げていきまして、推進計画に反映するようにいたしたいということを申したわけでございますので、まさにこの戦略に魂を入れるための仕事をお願いしておるわけでございまして、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

また、来週、6月7・8日と京都において第2回の産学官連携推進会議が行われるわけですが、本日お願ひしております専門委員のうち、4人の先生にはパネリストをお願いして、大学と知的財産戦略分科会などでさまざまな御議論をいただく予定にしております。何と参加予定者が4,000人を超えておまして、いかに産学官の問題というものが大きな関心を持たれているか、そして大学は大学なりに、産業界は産業界なりに、一生懸命取り組んでおられるということを示すものだと思います。お時間がございましたら是非皆様方にも御参加をいただきたいと思ひます。場所、その他、スケジュール等は事務局にお聞ひいただきたいと思ひますけれども、そのことを申し上げ、御礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

会長

どうもありがとうございました。今、大臣からお話がありましたように、本専門調査会は総合科学技術会議の専門調査会ですが、知的財産戦略本部に反映する仕事をやれという御下命でございますので、責任が重いところでございますが、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

それでは、両委員と文部科学省、経済産業省からの説明に御質問等をいただく時間を取らせていただきたいと思ひます。その前に事務局から各委員にお願ひした意見紹介の説明をしていただけるようですので、それを先にしていただいた方がよろしいかと思ひますので、お願ひします。

事務局

(資料7に沿って説明)

会長

ありがとうございました。それでは、これまで一連の報告・プレゼンテーションに対して、御討議・御質問の時間に入らせていただきたいと思ひます。

委員

細田大臣がおっしゃったように、上滑りしないためにどういうことか、文部科学省と経済産業省の御報告にいくつか質問をしたいと思います。

知的財産そのものについてはいいのですが、現場で非常に重要なのは、知的財産以前の物のやり取り、例えばノートブックの付け方、マリテリアルトランスファー、試薬の供用などです。こういうところは日本は非常に弱く、アメリカのスパイ法で不幸にも芹沢博士が告訴されるという例があるというように、こういう国家間の問題まで発展するという可能性があります。日本が本当に知的財産を活用できる人材を養成するためには、大学院の教育、学生の教育のときからきちっとしたルールを教える必要があると思います。この辺については文部科学省の施策の中にも当然織り込まれているのか、それともここは特許の話だから特許だけでいこうと言っているのか、その辺のスタンスを再確認していただきたいというのが1点目です。

それとも絡むのですが、2点目は英語の問題です。私も20年ぐらい前にアメリカにいたときは、日本語の特許が読めないで、何とか読んで英語にしてくれないかと頼まれ、副業に日本人の学生にやらせたこともあります。つまり日本の特許がアメリカ人の目に触れるまでには随分時間がかかったということがあります。同じようなことが今までも続いているのかもしれない。

先ほど標準化ということを随分議論したわけですが、ビジネスモデルでどういう製品ができるかという標準化も大事ですが、私が重視しているのは、日本語と同時に、特許でも以前にも言いましたが、標準ツールとしての英語をきちっと使い、我々がやっていることを円滑に知らせることです。また、外国とテクニカルタームを共有しないと、日本語で特許を書いても、外国人には相当なタイミングのずれが出るだろうと思います。この辺のツールの標準化における英語の位置をどのようにお考えなのか、お聞きしたい。これは前回の特許のときにも聞きました。

3点目は、経済産業省の方かもしれませんが、ベンチャーを1,000社つくるということで、かなり私の予想を上回って随分ベンチャーができてきたのは同慶の至りです。しかし、これからが大変であると思います。前にも申し上げましたが、今日の経済産業省の御報告と併せて伺いたいと思います。外部TLOまたは内部TLOということが言われました。TLOをつくったときに、もう一つ前の段階のことがあります。大学における知的財産を大学人が獲得する場合、それがどこに帰属するかということと、どのようにこれを活用するかという問題があります。

もう一つは、自分たち自身で起業する、すなわち業を起こしてベンチャーとして進んでいく。これは同じ活用でも随分性格が違ってきます。実際、前の議論でも、大企業とベンチャーでは、大学のTLOの知的財産を活用する上で随分認識と規模が違っていたように思います。この辺の問題は、今後ベンチャーが400社が出てきた上で、知的財産をどのように活用していくか、いわゆる製品化、出口への戦略とも絡みます。もちろん、個々のビジネスモデルは個々の企業にまかせれば

いいのです。外部TLO、内部TLOと併せて、日本の重要な課題は、新しい業を起こすと同時に現在の企業の活性化、国際的展開の中で達成することですので、もしもそういうことについてのお考えがあれば伺いたいと思います。

以上、3点です。

会長

これは、文部科学省と経済産業省、それぞれお答えいただくことが要求されていると思います。

文部科学省

それでは、幾つか御説明を申し上げます。先生がおっしゃるような知的財産ということの管理と、いうことをきちんと学生とか、あるいは研究者の方に体でわかっていただくということも大事ですし、ルールということを明確にさせていただく、これは大事だと思っていて、ここにも書いてございました幾つかのコースにも、きちんと無体財産はどうやって管理するとか、そういうことがルール化をすることが大事だということも併せて、教育の中に織り込んでいきたいというふうに思っております。

また、昨年とりまとめました無体財産についての取り扱い方針ということも、すぐに大学に連絡を申し上げて、それぞれのところでルールづくりということをしていただきたいということも申し上げているところであります。

現在どういうところで、どのようなそれぞれのルールづくりが行われているのかということは、まだ把握をしている最中ですが、大学の状況に応じてやっていただいていると思います。

あと企業化だとか、大学における知的財産というのを新たに企業化するだけではなくて、現在の企業にも使っていただくということについては、今、進めております知財本部が、きちんと大学としての機関としてその大学の知的財産を管理するというので、その窓口の明確化、及びその活用についての方針をきちんと明らかにするというに役立っていけばいいなと思っております。

会長

次に経済産業省からお願いします。

経済産業省

委員御指摘の、特に研究ノートの扱いですが、これは産構審でも、特に私どもの独法の産総研の方の御報告がありまして、これは非常に知財としては重要で、研究そのものも知的財産ですので、これをちゃんと組織として導入して、記載の義務づけをやると御報告があります。ですから今回の御報告には余り細かいことは載っておりませんが、こういったことも含めて最終的な報告に載せ

て関係方面にもお知らせしようと思います。

それから、御指摘のTLOから既存の企業に行くのか、あるいはベンチャーに行くのかというところですが、これはまさに審議会の中で幾つか御報告がありまして、基本的に私どもベンチャーは非常に大事だと思っておりますし、先生方がおつくりになったベンチャーにうまく先生方の発明成果が行くようなルールというか、体制を大学TLOにつくっていただくというのも大事です。

それから、既存の共同研究、これもむしろ大学に将来外部資金がどんどん増えていくという意味では、既存の大企業との関係も重要ですので、その既存の企業と大学と一緒に研究した成果、これをまたどこかにぐるぐる回すのではなくて、ストレートにその当該企業に行くような形を取るという報告が幾つかの大学からあります。そういう研究の内容、あるいは体制においてフレキシブルな構造を大学とTLOに取っていただくということで、これも少しははっきり書いていきたいと思えます。

会長

英語のツールの話は、特許庁お願いします。

特許庁

今の委員の御質問は、多分標準化における英語の扱いという御質問だと思いますが、冒頭で特許の例を言われたので、今の特許の英語の状況を最初に御説明させていただきます。

今、特許庁のホームページで特許電子図書館という、日本で発行しております公報をインターネット上で無料で提供しております。これの英語ページから入っていただきますと、日本が発行しました特許の公報を、自動翻訳エンジンを使って、発行されたと同時に英語で表示することが可能になってます。エンジンは民間から導入したエンジンですが、特に専門用語なんかはなかなか翻訳できないのでこれに特許庁で随時辞書を充実して、とりあえず権利範囲を把握するには不十分ですが、技術内容を把握するには大体80点ぐらい取れるという内容で、英語で提供させていただいております。とりあえず報告です。

会長

英語の問題は、今後いろんな面から使いやすい、つくりやすいものに持っていかなければいけないので、まだ現段階ではこれだけ頑張っているというお話だろうと思います。

それから、このマテリアルトランスファー、その他の問題を含めて、国がやるべきところと大学がやるべきところ、その他大学の中でも部局によって違うというような、医学系と医学系でないところの違いとかいろいろあると思います。アメリカですと国は関与しないけれども、日本の場合には国

がガイドラインをつくった方がいいということもありますので、大変難しい課題だと思いますが、その辺はやはりきめ細かくいろいろ御議論をしていただきながら、各省の審議会等も含めて詳細な検討をお願いするということだろうと思います。

会長

よろしいですか。それでは、ほかの委員の方は、どうぞ。

委員

私は6点あります。その1点がマテリアルに関しては、やはり特許とリンケージさせないと意味がないと思います。トランスジェニックマウスをつくりました、これは特許になるわけですね。ところが、特許は例えば大学のもので、それを用いてつくったネズミは国のものということになると、これはもう運用ができないということになります。必ずそれをリンケージさせてほしいと思います。今は、特許は個人のものでマテリアルは国のものになっているというのは、非常に運用しづらいのです。それが海外の製薬メーカーから日本の大学に対する不満になっているという部分があります。マテリアルをもう少しいいますと、例えば毎週マテリアルトランスファーをする研究室があります。そうすると、先生からすればもう細胞をどこかに任せて培養して、そこの運用を全部任せたいというような話になってきた場合等々には、設備の問題や、あるいはプロダクトリライヤビリティの問題が出る場合もあります。ものによっては倫理の問題もあります。血清がマテリアルトランスファーできるのか、できないのかというのは、私たち経験してわかりましたが、例えばそういうような倫理的な問題が絡むものもあります。それが1点です。

そのほかを言いますと、まず、これもさきほどの委員がおっしゃったのですが、帰属の問題に関して私は機関帰属という話でありながら、多くの大学の話を聞いていますと、まだまだまとまりがないというか、非常に不安を感じます。大学によっては、5年間ぐらい移行措置を設けるなんていう話もありますが、個人帰属か機関帰属かで移行措置を設けて、その間に一体何ができるのだろうかと思います。やはり独法化のタイミングでやらなければ意味がないのではないかという話ですとか、骨抜き案でもう実は出ている大学もあるという話もお聞きしていたりとかしております。先生方は今まで個人帰属だったので、議論は個人帰属がベースなのです。機関帰属ですが、機関に帰属させるかどうかは個人の意思を尊重するなんていう、これはもう個人帰属がベースで全く機関帰属がベースになってないというような話まであって、果たしてこの問題を大学の自治に任せるといことは1つのすばらしい考えだと思いますが、それでよいのかどうかという疑問を少し感じます。

あと知財本部とTLOの関係も、やはり基本的には内部型か一体型しかないのかなというふうに思っております。パフォーマンスの問題を考えていったときに、マーケティングの情報を持ってない

人が出願をするかどうかという話をした場合に、大学の先生方の発明は大体の場合は、特許性があります。ですので、出願するかどうかを特許だけを考えると、幾らでも出願ができるという話になります。マーケットが評価し得るかどうかと、50年後にビジネスになるというのは、特許は20年しかない中では出願は意味がないわけですので、そういった判断ができるかどうかということを考えていったときに、知財本部とTLOの関係はまだまだ不安定で不明確だなということを感じます。

あと費用の問題は、先ほどもありましたが、前の委員もおっしゃってられますように、よく海外出願が重要で、まだまだここが弱いということを見ると、そこに対する措置、今、経済産業省の助成金とかは海外出願の費用というのが含まれておりますが、そういったものとは拡充していただきたいという話があります。

人材の問題ですが、これは特に強く言いたいのですが、うまくいってないTLOとうまくいっているところの決定的な違いは、プロパー社員がやっているか、出向者がやっているかということが大きいと思っております。アメリカのTLO関係者も技術移転の仕事は最低2年間かかると言っております。企業からの出向者でやっていると、やっと2年間で育成されたと思ったら帰ってしまうというようなことというのは、これは大学にとってもノウハウが蓄積されないということを考えます。やはり技術移転の実務というのは、それに身を投じてやる人がいなければいけないということで、教授の方とかがやる仕事でもないと思っております。実務に関してはそれを専門家として、生涯の仕事としてやっていくというようなことを考えなければ、せっかく教育してもノウハウは蓄積されないということです。

最後のパフォーマンスの問題、先ほど経済産業省のデータが出てましたが、これは非常に重要だと思っております。スタンフォード大学のジョン・サンデルンというシニア・アソシエート、今、来日していますが、彼の資料によると実はアメリカには3つのタイプのTLOがありました。1991年にはリーガルモデルというのがごくわずかで、アドミニストレーティブモデルというのが大半で、マーケティングモデルというのがごくわずかですがスタンフォードとかがやっておりました。それが2003年にはリーガルモデルはゼロになっております。アドミニストレーティブモデルは非常にマイノリティーになって今はマーケティングモデルがマジョリティーになっております。これはやはりパフォーマンスを見ているということだと思っておりますので、ここの辺りに留意しなければ、なかなか産学連携で組織はつくっても、技術移転が進まないと、結果として大学は知的財産の特許はあるのだけれども、活用されないということになるのではなからうかというふうに思っております。以上です。

会長

いずれも重要な事項ではありますが、もう少しお話を伺ってからとします。ではお願いします。

委員

私のような若輩の教師が言うのはおこがましいところがありますが、先ほど大学の運営における大学自治云々の話がありました。大学の自治というのは憲法上の学問の自由の原則に基づく、極めて重要な原則です。これを知的財産の問題ごときで云々するというのは、極めて遺憾であると思います。これは憲法上の原則で、守らなければなりません。

そのほか、具体的な問題として、先ほどの御指摘は、大学のコンプライアンスの問題ではないかと思います。大学というのは、ビジネスエンティティーではないので、コンプライアンスの問題というのは考えなくてよかったのです。だから今までの大学というのはほとんどそういう適法性の問題というのは考えなくてよかったんですが、ビジネスに関係がある問題をやるということになりますと、当然コンプライアンスの問題が出てくるんじゃないかと思います。この辺のところは、こういうことをやるときにどういうふうにかえたらいいかということです。

それから、TLOをやった場合に、TLOの行為についての大学の法的責任というものをどのように検討なさったのかをお聞きします。TLOがした行為について、これは大学の内部であれば当然法的責任を負うわけですが、外部であっても大学は一定の場合に法的責任を負うと思います。この辺でコンプライアンスをどうやって担保するのか、特に自由度を高めた場合に、自由にやって責任だけ大学に負えということになると、これも困るわけで、この辺のところについてどういう御検討をなさっているかということをお伺いしたいと思います。

会長

ありがとうございました。

委員

ちょうど足掛け5年前に私ども慶応大学で知財センターをつくりました。その設立は私が担当したのですが、その経験だけをお話したいと思います。

知財センターの所長は外からいらしたのですが、慶応大学に対する愛校心を非常に持っていただくような工夫をいたしました。教授に任用し、それに職員をたくさん付けました。その先生が非常に熱心にやるということがやはり重要であろうと思います。外から知財の専門の方をいただいたんですが、それが成功いたしました。

それから、大学の先生は基本的にはすべて自分のものは特許になると信じているのですが、知財のプロから見ると、なかなかそれができない。そのため、特許に値するものをもっている大学の先生と我々慶応義塾が法人としての契約書を結び、解決いたしました。

会長

ありがとうございました。ほかに御発言いただければと思います。

委員

今までの議論で、大学の方で知財本部をつくるということで、やはり前の委員も言われたように、要は人材と体制と財政的な話になります。特に人材の場合、国立大学が30か40か知財本部を、それ以外でもつくとすると、この分野の人材をいかに早急に適当な方を配置するかという、そういう人材プールがあるのかどうかということです。もしあれば、いろいろな企業の中でもそういうことをやりたいということがおられれば、そういうふうな情報があると、特に地方大学にとってはいいのではないかと思います。

もう一つは、財源の方は先ほど特許に対する費用ということです。今の国立大学の方にはそのための費用は全然ありません。それから、運営費交付金についても、これはまだはっきりわからないのですが、それに手当されるかという、大学の中でなかなか難しい状況もあります。つまり、基礎研究をやっている人にとっては特許は関係ないのです。特許のための費用を取るなから自分たちの研究が減ると考えます。それは困るという議論になると、非常におかしいことになると思います。その辺りの工夫と、それからすべてこういう予算を国からというのは、自助努力というのは、経営的な判断を失いますので、ただある程度の期間、特に特許というのはすぐには還元できる状況ではないわけですから、そういうふうな戦略的な意味、そういった形で何か工夫をしていただきたいということです。

もう一つ、先ほど人材の研究で、実は今、国内だけの話をしていますが、海外出願とかをする場合は、外国人の知財に明るい人をどこかで雇用しないといけない。そういう情報とか、人材というのが欠けているのではないかなと思います。そういったところを、要望と言いますか、我々直面している問題として検討していただければと思います。

会長

今のお金の問題につきましては、これから国立大学が法人化されると、私立大学も含めて、特許、その他活動が非常に活発になると思います。特に海外出願の費用とか、弁理士との相談費用とか、ものすごくお金が必要になるわけで、これをどうしたらいいかというのは、今おっしゃったように非常に大きい問題です。私もそのことだけを、この間の知的財産戦略本部会合で、30秒くらいしか時間がなかったのですが、それだけを申し上げておきましたが、ここでも検討していただければありがたいと思います。

委員

2つあります。1点目は、海外に出願していく時の問題です。先ほどの委員の御指摘と関連するかもしれませんが、言葉の問題です。英語の場合、比較的自由にハンドリングできる人はたくさんいるわけですが、中国、ロシア等への海外出願ということになると、いろいろな言語に翻訳する必要があります。そのときに、本当にきちっと正確に翻訳されたのかどうかということが、問題になります。自分たちはいい権利を取ったと思っていたところ、実際は全く違った形に翻訳されていたという例が実はよくあります。例えば中国には、技術もよくわかって、なおかつ言葉もよくわかる人がどれだけいるかと言いますと、実はそんなにいない。海外出願時、意図した権利が確保できるように翻訳されているか、又誤訳が生じた時、どの様に対処できるかについても検討していかなければならないと思っております。

2点目は、文部科学省の契約の取り扱いというところの共同研究、あるいは受託研究という項目です。「企業ニーズを踏まえた柔軟な契約を確保するため、契約書の参考例を提示」と書いてありますが、この柔軟な契約を確保するための参考例がいつの間にか現場サイドでは、これではだめだというような硬直的な運用がどうしても行われがちです。これは別に文部科学省が悪いということではなくて、契約交渉においてネゴシエーションも含めて、各企業のニーズを踏まえてフレキシブルに対応した経験のある、経験者が多分少ないからなかなかうまくいかないのかと思っております。ですから、適切な人材の配置等を行ない、両者の状況を理解した上でのフレキシブルな契約を早く実現していかなければ、逆に産学連携の障壁になってしまうという感じがいたします。

是非、よろしく願います。以上でございます。

会長

これは多分産学連携に限らず大きい問題で、大学の末端で真面目な事務官ほど裏返して硬直的になるものですから、いいかげんがいいとは言いませんが、大変重要な、きめ細かい御指導をいただくことになるのかもしれませんが、余りきめ細かい指導をすると、今度は文部科学省がはしの上げおろしを指示していると言われる場合もあるので、非常に難しいですけれども、大切な視点ですので、今後ともよろしく願いたいと思います。

委員

既に先ほども御指摘があったかと思えますけれども、外国出願が極めて重要だということを是非申し上げたいと思います。逆に申しますと、日本の特許しかないものは、日本の産業を育てるのには、マイナスになってしまうので、外国出願であって初めてこれらの成果を産業界に生かせる

ということになります。外国出願が重要だというよりは、外国出願はあくまでも前提になっていないと、国内特許だけというのは、逆に国内の企業活動の足場を制限するだけになってしまうということです。そう御理解いただければ非常にありがたいと思います。

会長

ありがとうございました。

委員

文部科学省、大学との知的財産の取り扱いで、基本的な考えで、現状、ルールは、原則として、発明が発明者個人に帰属、今後は原則として機関に帰属というふうに示されておりますが、前回の特許全体に関わる委員会におきまして、一般の民間企業等におきましては、個人のモチベーションを上げると言いますが、そういう点において、個人の権利を非常に大きくしていこうという動きではなかったかなと私は理解しております。

ところが、これらに関しましては、大学についてはそれとは随分違うイメージで私にも受け止められていますが、いかがなものなかとと思います。基本的にはそれとは逆行するように感じます。

もう一つは、例えば企業でしたら、その特許を利用して事業化を行い、何かの収益を上げたり、継続的に発明をベースとして特許を考えていくことが多かろうかと思いますが、大学の機関は決してそれそのものを発展した製造者でもありませんし、発明者そのものでもないと思います。企業の場合はその中に研究者もいますし、それを取り巻く人材もたくさんいます。

そのような管理だけをする機関のところに、これほど大きな権限を与えて本当によろしいのかというのが若干危惧しております。その2点です、矛盾するんじゃないかということと、その疑問点です。

会長

これは私がお答えしてもいいかもしれませんが、間違うと困りますから。

それでは、文部科学省、あるいは経済産業省へ、今のことと、特に先ほどの委員のTLOの行為に対する大学の法的責任ということを議論しているかどうかということは、質問としてありましたので、ほかの点も含めてお願いします。

経済産業省

TLOの法的な問題ですが、これは6年前にTLO法をつくるときに、まさに議論がされておりました。アメリカでは一般的には大学の中にTLOがありまして、法的責任はすべて大学が持つということ

とで、これは日本の私立大学の場合も全く同様です。

一方で、オックスフォード大学のTLOは大学の外にあり、オックスフォード大学は出資はしておりますが、外部にあります。これはまさに先生御指摘のビジネスを扱うということで、あえて大学と離れたところにあるということで、日本はたまたま国立大学は法人格がないので、大学の外にTLOがたくさんできておりますが、それが逆にそういった法的責任という意味では、大学とある意味で隔離して、TLOが法的な責任を負うということです。今後、私どもの報告にもございますが、今度特許そのものは大学が管理をするということで、むしろ大学からの出資ということで関係を明らかにすることになります。

それから、業務契約ということで、明確にTLOと大学との関係を明らかにするという方向で、外部のTLOであっても大学との責任関係を明確にしていくという方向です。

幾つか御質問があった点で、私どもの関係するのは、人材ですが、これは何人かの専門委員から御指摘がありまして、私ども非常に重要だと思っています。私どもの大学発ベンチャーをお助けする経営支援事業というのを昨年度からやっておりますが、これでも大体今までに延べ 200 人弱の専門家をプールしておりまして、ここから弁護士とか弁理士とか公認会計士とかを派遣しております。あるいは技術移転、特許流通アドバイザーというのも別途ありますが、プロをなるべく育てつつ、そういうところへ派遣していくことになっております。

それから、TLOそのものの持っている人材育成機能にも着目しまして、今回はTLOの職員の、これは大学の知財関係の職員も含めてでいいと思いますが、海外を含めた研修を今年から行うことになっておりますので、そういうことで人材をどんどん育てていきたいと思っております。

海外出願について、幾つか御指摘がありましたが、全く私ども同感で、今年度からTLOに対する海外出願の援助をすることにしておりますが、先ほど委員から御指摘がありましたので、特に中国に対する出願については、まずキャノンに御相談の上、出願についてどういう形がいいか検討するようにしていきたいと思っております。

会長

文部科学省から、なぜ大学は機関附属にしたかということを含めてお願いします。

文部科学省

幾つか御説明したいと思います。

大学とTLOとの関係というのは、今、経済産業省から申し上げたとおり、基本的には今後の問題かもしれませんが、きちんと契約で規定をしていくということが大事ですそこは大学の方にも申し上げているし、きちんとした契約において権利とか義務とかを確認してくださいということをお願い

げています。

特許については、我々、今、どういうふうな支援をしいるかということ、TLO、あるいは研究者の方は外国に特許を出すとき、それを支援しますと言っております。ただ、外国に支援するときには、国内で出願しているときについても、併せて支援しましょうということを申し上げていて、基本的には外国への出願を支援をしましょうということにしております。

今後、大学が法人化をするということに伴って、国内出願、あるいは国外出願、両方についてどうするのかということですが、基本的には国際出願をきちんとやってくださいという前提で進めたいと思っております。

人材の問題については、今の知的財産本部というようなことについても、外部の人材、特に今は産業界ですとか、そういうところの外部の人材をきちんと活用するというか、入れることが大前提で知的財産本部の我々の審査というか、選定も行ってあります。

したがって、知的財産本部の体制整備をするときに、学内だけで体制をするということではなくて、外部の人材、特にいろんな専門的な知識とか、経験とかいうことをお持ちの方は産業界を含めて外部にいらっしゃる場合が多いものですから、そういう方々をきちんと知的財産本部に入れてくださいというようなことを最初に掲げて、その旨大学も実施をされているということです。

それと、研究成果を大学に帰属をさせるというか、管理をさせるということですが、経緯をたどると、我々の方針も比較的揺れた時代があります。一番最初は機関帰属にしている、これはなかなかうまく進まないから研究者に帰属をさせて、また今回は機関帰属ということを確認に打ち出すわけです。今、研究者の方々が自分でハンドリングをしているかということについては、個人対個人の付き合いであればそれでもいいのかもしれないですが、機関と機関との関係ということになると、活用しにくいとか、大学の研究成果が一部のものについてだけ特定に開示をされるということになると問題だということもあって、管理としては大学に帰属をして、ただ、研究者が自分で作り出したものとして、これはどんどん作り出していただかなければいけないものですから、そのインセンティブということは失わないように発明をしたら、その発明補償金ということで上限を撤廃するか、そういうインセンティブは失わないような施策ということを進めております。

我々、大学の知的財産ということを作り出して、どうやって活用するのかということが大事だろうと思っております、その活用のしやすさということから考えると、機関に帰属をするということは適切だろうなと思っております。

また、先の委員からいろいろ御指摘のあったマテリアルトランスフォーの問題とかについては、文部科学省全体として、特にライフサイエンスとかについては、マテリアルトランスフォーのアグリーメントをなるべく簡単に、しかも、包括的にできるやり方とか、あるいは個別の研修者にロードが、余りかからないように、しかも、うまく流通できるようにという仕組みを今、考えているところであります。

すし、一部既に実施をしているところです。

会長

時間になってしまいましたので、大変活発な御意見の途中ですが、次回にこれをそのまま引き続いて議論をお願いしたいと思います。今日は若干、途中のような感じもしますが、御容赦いただきたいと思います。

委員

バイオテクノロジーの分野で安全性とか倫理性が問題になります。倫理委員会というのがありますから、倫理委員会でいろいろ審議して、これは内部的に自主的にやってもいいんですが、基本的には内部の情報を公開することが求められています。公開してしまうと、先ほどの知的所有権とかなりぶつかってくる場合があるので、この辺については特許庁と文部科学省でよくシステムをつくってあるのか御検討をお願いしたいということです。

会長

これは非常に重要な問題で、そんなすぐ答えられないと思いますが、勿論、検討している部分もあるのですが、むしろここで知恵を出していただくことを含めて、宿題にさせていただくことにいたします。

それでは、最後に大きいパンチのような宿題をいただきましたが、閉会に先立ち、議事録ですが、既に皆様の御確認をいただいておりますが、資料8として配布をしております。特に修正がなければ、本日の会議資料につきましては、この議事録を含めて公開という取り扱いにいたしますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

会長

それでは、公表させていただいたたいと思います。

最後に今後の予定につきまして、事務局からお願いします。

事務局

次回は6月10日、火曜日、時間は恐縮ですが、午後4時から6時ということでさせていただきたいと思っております。大学関係の議論、それからとりまとめ案の提示をさせていただきたいと思って

います。その次が6月18日水曜日、午前10時から12時、ここで今回の議論のとりまとめを整理
いただきたいと思います。以上です。

会長

ありがとうございました。

それでは、長時間御議論をありがとうございました。本日の会議はこれで終了させていただきます。
ありがとうございました。

以上